

教職員各位

人事部人事課

無期雇用契約転換申込みについて

有期雇用の教職員で、雇用契約の期間が5年又は10年を超えることとなった教職員については、労働契約法第18条又は大学の教員等の任期に関する法律第7条に基づき、申し出により次回の雇用契約から無期雇用契約に転換することができます。

希望する者については、無期雇用契約転換申込書を人事課宛に提出してください。

<留意事項>

1 無期雇用転換申込みの権利について

最大契約継続期間を※超えて契約を締結している者についてのみ申込みの権利が発生します。最大契約継続期間は次の各号のとおり10年と5年の場合があります。

- 一 非常勤講師で2022年3月31日に在職し、空白期間なく引き続き雇用されている者 10年
- 二 上記以外の有期雇用職員 5年

※10年目又は5年目の契約時ではなく、11年目又は6年目の契約期間以降に申し込みの権利が発生します。

2 申し出期限について

原則として現在の契約期間が満了する1ヶ月までに「無期雇用契約転換申込書」(様式1)に必要な事項を記入の上、申し出てください。

3 申し出の取り消しについて

2の申込みが受理された者で、当該申込みを取り下げようとする場合は、原則として現在の契約期間が満了する2週間前までに「無期雇用契約転換取下書」(様式2)に必要な事項を記入の上、申し出てください。

4 無期雇用契約転換後について

無期雇用契約締結後は、原則として有期雇用に戻ることはできません。なお、労働条件については、雇用期間の定めを除き、無期雇用転換日の前日の労働条件と同条件となります。

ただし、業務量及び依頼する授業の内容、日時又はコマ数等に変更があった場合は、前契約の内容の継続を保証するものではありません。